

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法の定めるところにより、女性が職業生活において働きやすい環境をつくるための一般事業主行動計画を下記のとおり策定する。

1. 計画期間 : 2026年4月1日～2031年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1 : 管理職に占める女性割合を5%とする。

〈取組内容〉

2026年5月～
・若年層を対象とした「キャリアデザイン研修」の実施
・職業生活でのスキルアップに役立つeラーニングの周知

2027年5月～
・管理職を対象とした「ワークライフバランスセミナー」の実施
・ダイバーシティ（多様性）教育に役立つeラーニングの周知

目標 2 : 看護等休暇取得割合を年間80%以上、介護休暇取得者を年間10名以上とする。

〈取組内容〉

2026年4月～
・社内イントラなどで社員全体に積極的に制度の案内をして周知を図る。

2026年10月～
・看護等休暇の取得事由、対象となる子の範囲の拡大
・介護休暇の取得条件を緩和
・看護等休暇・介護休暇の付与日数の増加